

武蔵野市議会 議会基本条例素案

意見交換会



議会基本条例とは？

議会の意義や責務、活動方針など、議会に関する基本事項を定めた条例。平成18年（2006）に北海道栗山町議会が初めて制定し、全国の自治体に広まった。

(デジタル大辞泉より)

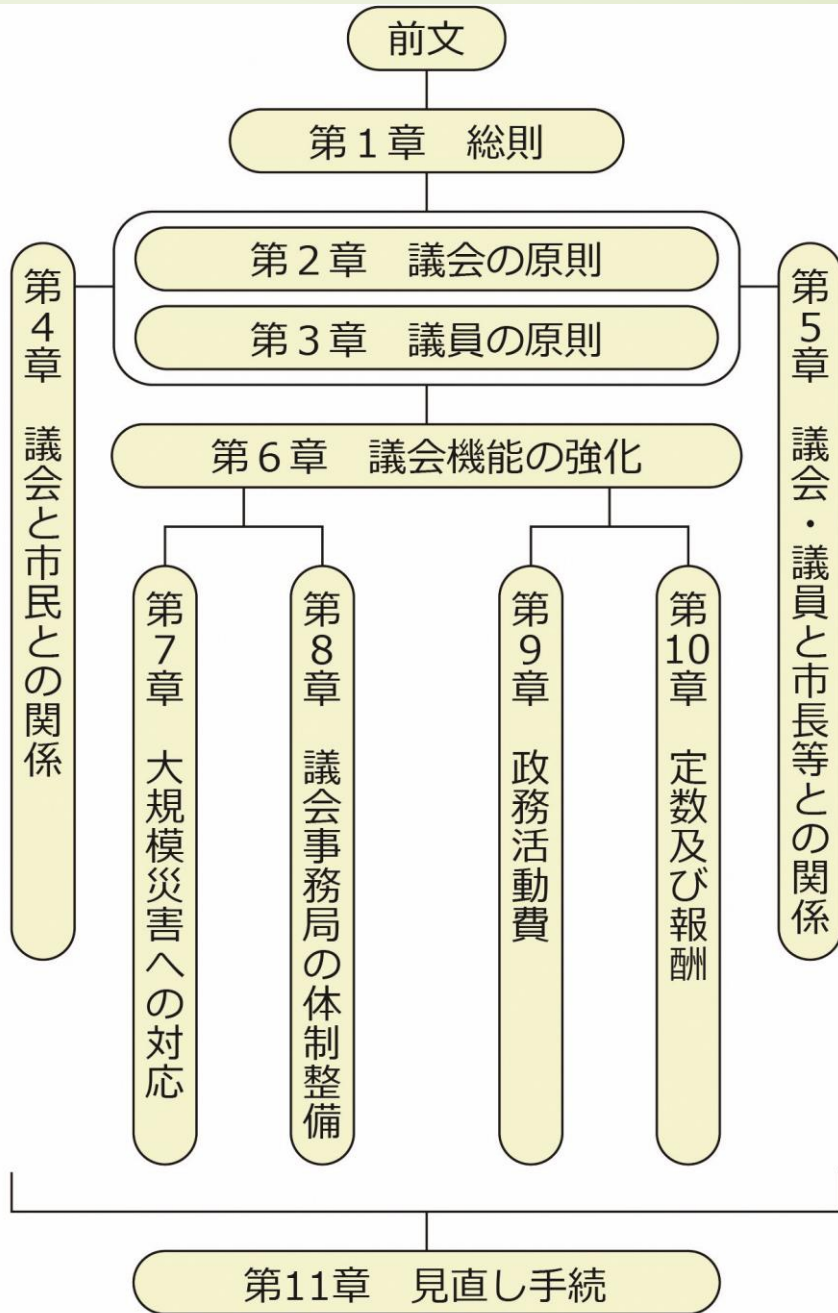
● 制定議会数 878自治体（49.1%）

内訳：道府県32（68.1%）、政令市16（80.0%）
特別区3（13.0%）、市506（65.6%）、町村321（34.6%）

● 東京都では14区町村（全都区市町村63議会中）が制定。26市では10市で制定

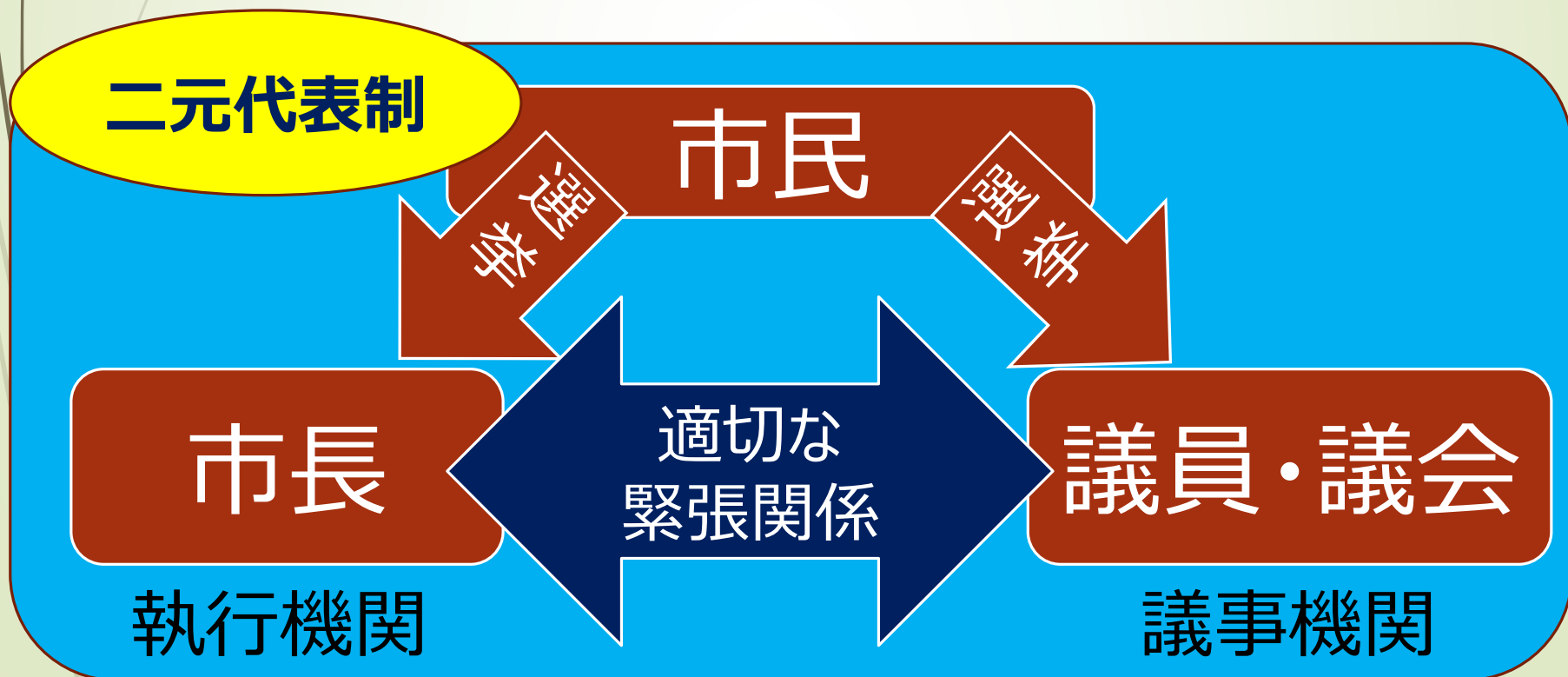
墨田区（2018年）/荒川区（2013年）/板橋区（2014年）/八王子市（2013年）/立川市（2014年）/府中市（2019年）/調布市（2013年）/小金井市（2016年）/小平市（2014年）/東村山市（2013年）/国立市（2014年）/多摩市（2010年）/あきる野市（2015年）/日の出町（2014年）

議会基本条例の章立て



前文 一段落

武蔵野市政は、選挙で選ばれた市長と選挙で選ばれた議員で構成する市議会との二元代表制の下で運営されています。市長は独任制の執行機関の長として、議会は合議制の議事機関であり市政の意思決定機関として、それぞれ独立、対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら市民福祉を向上させる役割と責務を負っています。



前文 二段落

武蔵野市議会は、これまでも、市民参加、情報公開や市民との意見交換等を通じ、事務の執行の監視及び評価に努めてきました。また、議会改革にも積極的に取り組み、二元代表制の一翼として、市政を担い、市民の負託に応えてきました。

これまでの取り組み
市民参加
情報公開
市民との意見交換
議会改革等

前文 三段落

平成12年（2000年）、いわゆる地方分権一括法の施行により、地方のことは地方が決める市民自治の時代を迎え、地方議会には、社会の変化に対応し、市民に分かりやすい市民自治の要としての役割がより強く求められることになりました。

議会の責任が大きくなる



市長の執行状況をチェック・評価



議会独自の政策立案等

前文 四、五段落

このような役割を果たすために、地方議会は、民主主義の前提である情報の公開、積極的な市民との対話、論点及び争点の明確化、意思決定の過程を明らかにすることや多様な市民意見を反映した政策の立案や提言に努めなければなりません。

ここに武蔵野市議会は、議会の基本姿勢、議会と議員の活動原則や市長その他の執行機関や市民との関係を明確化することにより、議事機関としての機能を最大限発揮し、より一層の市民福祉の向上を果たす決意をもってこの条例を制定します。

議会の基本姿勢
議会と議員の活動原則
市長その他の執行機関、
市民との関係を明確化

議事機関として
の機能を発揮し
市民福祉向上

決意

第1章 総則 条例の目的、位置づけ

第2章 合議制の機関の役割を規定

武蔵野市議会の会派構成

- 自由民主・市民クラブ
与座武／堀内まさし／ひがし まり子
道場ひでのり／木崎剛／きくち太郎
土屋美恵子／小美濃安弘
- 立憲民主ネット
深沢達也／西園寺みきこ／藪原太郎
蔵野恵美子／川名ゆうじ
- 市議会公明党
浜田けい子／大野あつ子／落合勝利

- 自治と共生
内山さところ／山本あつし

- ワクワクはたらく
宮代一利／本多夏帆

- 改革武蔵野・都民ファースト
深田貴美子／品川春美

- 日本共産党武蔵野市議団
橋本しげき／本間まさよ

- 会派に属さない議員
山本ひとみ
下田ひろき

第3章 議員の原則

市民の代表者である自覚

第4章 議会と市民の関係

市民の皆さんのご意見を把握する仕組み
陳情は請願と同様に扱う
(請願は議員の紹介が必要。陳情は不要)

第5章 議会、議員と市長等の関係

● 議会
= 議事機関

● 市長等（職員）
= 執行機関

それぞれ異なる機関

立場、権能の違いを理解して、緊張感を保持
独立・対等な立場で活動

議会から市長等へ資料請求の要求
市長等から議会へ反問権

第6章 議会機能の強化

広報公聴機能の充実
議会図書室資料の充実、
市立図書館との連携

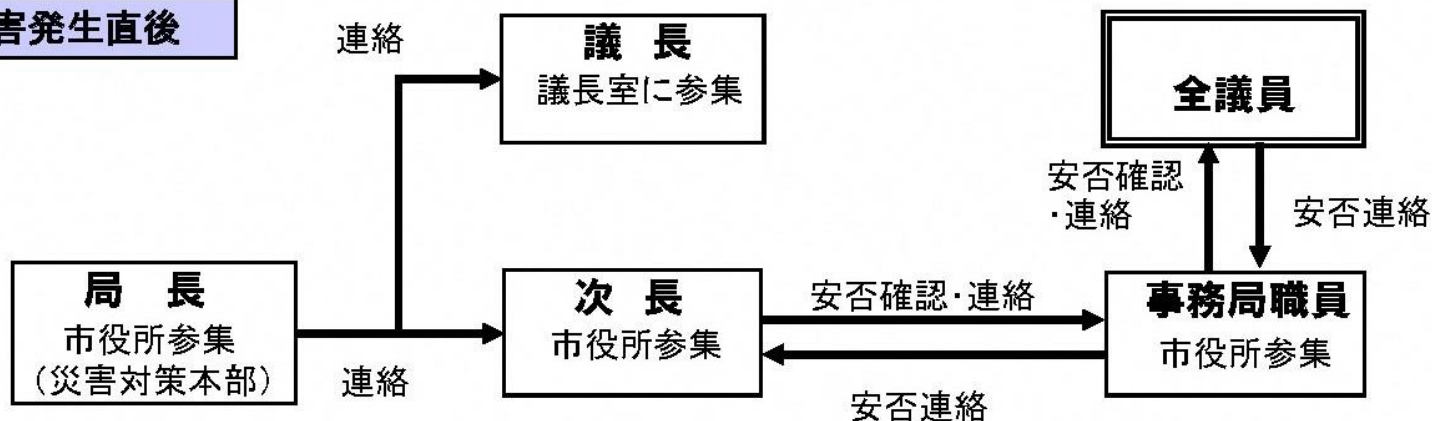


第7章 大災害への対応

議会危機管理フロー

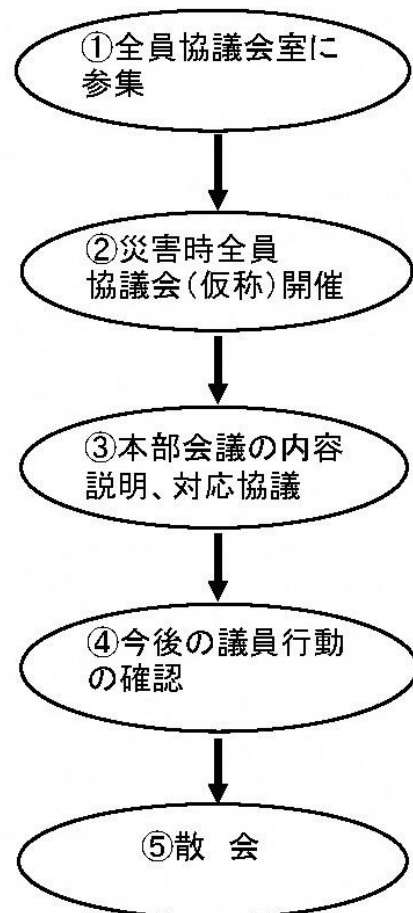
大災害発生時の議会の対応について災害対策本部が設置されたとき、又は震度5弱以上の地震が発生したときの対応を以下のとおりとする。

1 大災害発生直後



- ①議長は市役所議長室に参集する。議長が参集できない場合、その職務を代理する第1順位は副議長、第2順位は総務委員長とする。
- ②局長を初めとする議会事務局職員は市役所へ参集する。
- ③議員と事務局職員は、相互に安否連絡・確認を行う。

2災害時全員協議会(仮称)を開催する場合



① 議員は、議長の招集に基づき全員協議会室に参集する。

② 災害時全員協議会(仮称)を開催する。

③ 本部会議の内容を局長から説明し、今後の対応を協議する。

④ 今後の議員行動(連絡方法、次回参集日時、参集できない場合の連絡方法、避難所状況・必要物資の伝達方法等)を確認する。

⑤ 散会する。

● 事務局は、模造紙に以下の内容を記載し委員会室に掲示する。

ア) 対策本部の状況(時系列)

イ) 議員の安否情報(確認日時・確認方法・居所・携帯等番号)

ウ) 議会の対応等

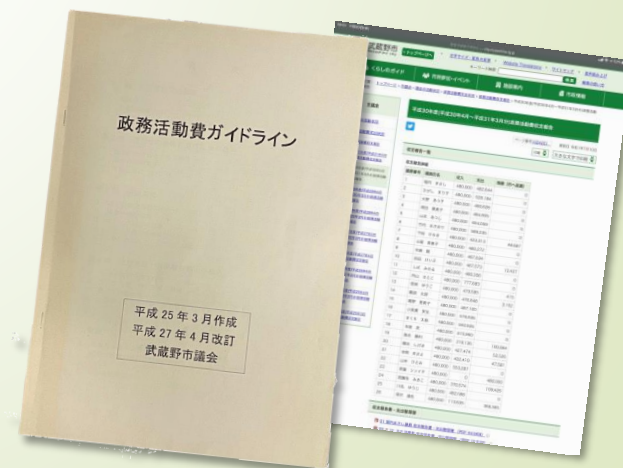
第8章 議会事務局の体制整備

議会を機能させ、議会・議員の調査権及び政策立案等を行うため、体制整備、機能の強化



第9章 政務活動費

用途の手引き（ガイドライン）があり、収支報告書をホームページ、市政資料コーナーで公開中



第10章 定数・報酬

- 定数26名

改正する場合は市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討する

- 報酬

武蔵野市特別職報酬等審議会の答申を参考

第11章 見直し手続き

適時検証・評価を行う

検証評価は議員任期の4年の間に1回以上行い、必要がある場合には本条例を改正

武蔵野市議会 議会基本条例素案

意見交換会



ご清聴ありがとうございました

ワークショップのお願い

- 全員が発言できるように、
お一人の発言はコンパクトに
- まず聴くこと。否定や反論はしない。

ワークショップの進め方

- ①自己紹介
- ②意見・質問を付箋紙に書く
- ③模造紙に付箋紙を貼って意見交換
- ④意見・質問をまとめる
- ⑤グループごとに発表



ワークショップ終了まで

あと5分です！

武蔵野市議会 議会基本条例素案

意見交換会



武蔵野市議会 議会基本条例素案

意見交換会



ご参加ありがとうございました